

2024年4月19日

株式会社タスカジ 御中

〒233-0002

横浜市港南区上大岡西1-6-1

ゆめおおおかオフィスタワー5階

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援かながわ

TEL045-349-9729/FAX045-349-9267

理事長 武井 共夫



ご 連 絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴社からの令和6年3月22日付回答を拝受いたしました。

当法人にて回答内容について検討した結果、結論として条項を修正いただいておりますので、当法人の申入れの趣旨を反映していただいたものと考えております。当法人の申入れに対しご対応いただき感謝申し上げます。

ただし、11条3項については、「依頼者に過失があり、法的な責任が成立する場合に、当社又はタスカジさんに対する責任を負っていただくことを確認的に規定するもの」という貴社のご説明からすれば、同条項ただし書は、「ただし、かかる依頼者による当社またはタスカジさんへの補償は、依頼者に故意または過失がある場合に限るものとします」と修正（下線部を加筆）していただくことにより、その趣旨が明確になると考えます。現在の条項では、「タスカジさん」という語が抜けているために、タスカジさんへの補償については無過失責任であるかのように読める余地があるため、この点修正いただければ幸いです。当法人の要請活動は、当該修正の確認をもって終了とする予定です。

つきましては、大変お手数ではございますが、上記の点を修正していただき、修正後の約款の写しを当法人にご送付いただきたく、お願い申し上げます。

敬具